

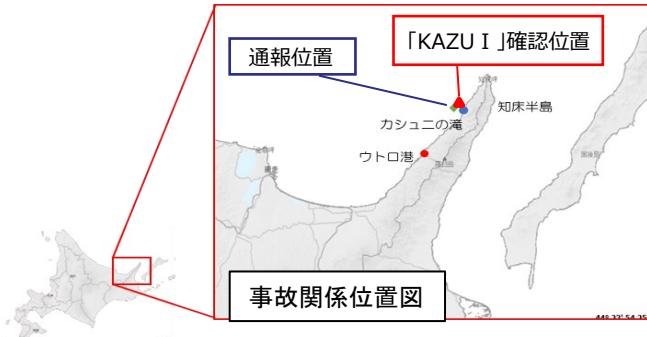
安全設備搭載義務化の議論の経緯

1. 事故概要

- 令和4年4月23日午後1時13分ころ、北海道知床半島沖合で、乗員乗客26名が乗った遊覧船「KAZU I」(ウトロ港～知床岬の往復予定)について、「船首部分より浸水し、沈みかかっている」旨、海上保安庁第一管区海上保安本部に連絡あり。
- 令和4年4月29日午前11時7分ころ、カシュニの滝約1km沖合の海底で「KAZU I」を確認。

(船舶情報)

船名: KAZU I
 所有者・運航者: 有限会社知床遊覧船
 船種: 旅客船
 総トン数: 19トン
 航行区域: 限定沿海区域
 乗船者: 26名
 (乗員2名、乗客24名(うち子供2名))



2. 知床遊覧船事故対策検討委員会

事故を踏まえ、小型船舶を使用する旅客輸送における安全対策を総合的に検討するため、令和4年4月28日に設置。

【委員】

弁護士、消費者団体、海事法制、舶用工学、船員養成等の有識者14名で構成

山内 弘隆	一橋大学 名誉教授 (委員長)
河野 真理子	早稲田大学法学学術院 教授 (委員長代理)
安部 誠治	関西大学社会安全学部・社会安全研究科 教授
梅田 直哉	大阪大学大学院工学研究科 教授
河野 康子	(一財)日本消費者協会 理事
小松原 明哲	早稲田大学理工学術院 教授
庄司 るり	東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門 教授
高橋 晃	道東観光開発 代表取締役社長
田中 義照	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所企画部 研究特命主管
中山 龍太郎	弁護士
野川 忍	明治大学専門職大学院法務研究科 教授
眞嶋 洋	(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会 前理事長
南 健悟	日本大学法学部 教授
渡邊 勝吉	(一社)日本旅客船協会 理事

(オブザーバー) 海上保安庁
水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室

【スケジュール】

4月28日	検討委員会の設置
5月11日	第1回検討委員会
5月20日	第2回検討委員会
5月27日	第3回検討委員会
6月10日	第4回検討委員会
6月24日	第5回検討委員会
7月14日	第6回検討委員会(中間取りまとめ)
9月28日	第7回検討委員会
10月21日	第8回検討委員会
11月8日	第9回検討委員会
12月22日	第10回検討委員会(取りまとめ)

～安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現～

①事業者の安全管理体制の強化

- ・安全統括管理者・運航管理者への**試験制度**の創設
- ・事業**許可更新制度**の創設
- ・届出事業者の登録制への移行
- ・**運航の可否判断**の客観性確保
- ・避難港の活用の徹底
- ・地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上 等

②船員の資質の向上

- ・**船長要件**の創設
(**事業用操縦免許**の厳格化(修了試験の創設等)、初任教育訓練、乗船履歴)
- ・**発航前検査**の確実な実施(ハッチカバーの閉鎖の確認を含む) 等

③船舶の安全基準の強化

- ・法定無線設備から**携帯電話を除外**
- ・業務用無線設備等の導入促進
- ・**改良型救命いかだ等**の積付けの義務化・早期搭載促進
- ・**船首部の水密性**の確保
(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討) 等

④監査・処分の強化

- ・海事監査部門の改革
(安全確保に向けた徹底した意識改革、通報窓口の設置、**抜き打ち・リモート**による監視の強化、**裏取り・フォローアップ**の徹底、**自動車監査**等のノウハウ吸収、監査体制の強化等)
- ・行政処分制度の抜本的見直し
(**違反点数制度**、**船舶使用停止処分**の導入等)
- ・罰則の強化(拘禁刑、法人重科等)
- ・許可の欠格期間の延長(2年→5年) 等

⑤船舶検査の実効性の向上

- ・国による**JCI(日本小型船舶検査機構)**の検査方法の総点検・是正と監督の強化(ハッチカバー等を含む) 等

⑥安全情報の提供の拡充

- ・安全法令違反の**行政指導を公表**対象に追加
- ・行政処分等の公表期間の延長(2年→5年)
- ・安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設 等

⑦利用者保護の強化

- ・旅客傷害賠償責任**保険の限度額引上げ**
- ・旅客名簿の備置き義務の見直し 等

安全設備の搭載義務化・補助金に関する経緯

概要	
令和4年	4月23日 北海道知床半島で遊覧船事故が発生
	5月27日 知床遊覧船事故対策検討委員会(第3回) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「陸と常時通信可能な無線設備から、<u>携帯電話を除外</u>」とされた。 ✓ 「海難発生時及びその後の位置通報の設備として自動浮揚型のEPIRB等の積み付けの原則義務化」とされた。 ✓ 「一定の水温を下回る海域での救命設備として、改良型救命いかだ・救命浮器の積み付けの原則義務化」とされた。
	6月 水温検討第三者委員会（第1回：6月8日、第2回：6月15日、とりまとめ）
	7月14日 知床遊覧船事故対策検討委員会(第6回)：「中間取りまとめ」 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「これまで、主に平水区域以外を航行区域とする旅客不定期航路事業の用に供する<u>小型旅客船</u>や当該船舶を運航する事業者を念頭に安全対策を検討してきたところ、これら<u>以外の船舶</u>や事業者への適用の要否についても、検討を行う必要がある」とされた。
	10月21日 知床遊覧船事故対策検討委員会(第8回) <ul style="list-style-type: none"> ✓ ①旅客船及び②旅客を搭載して事業に使用される船舶(海上運送法、<u>遊漁船の適正化</u>に関する法律の適用を受ける事業者が使用する船舶(例:海上タクシー、<u>遊漁船</u>等))が対象船舶とすることとされた。
	11月8日 設備導入補助金(令和4年度第2次補正予算)が閣議決定
	11月14日 知床遊覧船事故対策検討委員会最終とりまとめ案についてパブリックコメントを開始(12月5日まで)
	12月15日 運輸安全委員会から隔壁の水密化に関する検討等について国土交通大臣へ意見
	12月22日 知床遊覧船事故対策検討委員会(第10回)：「旅客船の総合的な安全・安心対策(最終取りまとめ)」
	4月26日 業務用無線設備、非常用位置等発信装置の購入費の一部を補助する補助金の公募開始
令和5年	8月23日 改良型救命いかだ等の購入費の一部を補助する補助金の公募開始
	9月7日 運輸安全委員会が知床遊覧船事故に関する事故調査報告書を公表
	10月中旬 補助金の公募に関するご案内の郵送・電話(周知強化) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 旅客定員13人以上の船舶の所有者、海上運送法の適用を受ける事業者に連絡
	11月1日 関係省令・告示のパブリックコメント開始(12月1日まで)
令和6年	12月22日 改良型救命いかだ等の安全設備の義務化適用日を一部延期
	1月24日 補助金の公募期間を延長(令和6年10月31日まで)

運輸安全委員会による安全設備に関する指摘

① 業務用無線設備

- ✓ 本船と本件会社事務所との間に有効な通信手段がなかったため、本船船長が、航行中に本件会社の人員から情報提供や助言等の支援を受けることができなかつたことによるものと考えられる。(最終報告書(令和5年9月7日))

② 非常用位置等発信装置

- ✓ 本船には、位置を特定する情報発信機器が備えられていなかったが、小型旅客船においても、同機器を設備することにより、**早期に発見されることが期待できる**ものと考えられる。また、小型旅客船においても、遭難した際、救助機関等による一刻も早い発見に繋がるよう、**EPIRB等の位置情報発信機器を搭載することが望ましい**。(最終報告書)

③ 改良型救命いかだ等

- ✓ 本船に備えている救命設備では、**海面水温約4°C**の海水に浸かる状態となった後すぐに救助しない限り、**人が生存している間に救助できる可能性は極めて低い**。(最終報告書)
- ✓ **小型旅客船が沈没したとしても、旅客等が直接海水に触れない救命設備を開発して、水面温度が低い海域を航行する小型旅客船に対し、同救命設備の導入を促す必要がある**。(最終報告書)

④ 隔壁の水密化等

- ✓ 船首甲板部ハッチから上甲板下の船首区画に海水が流入して、倉庫区画、機関室及び舵機室へと**浸水が拡大し、沈没したことにより発生**したものと考えられる。(略)浸水が拡大したことについては、隔壁に開口部があるなど、**上甲板下の区画が水密性を欠く構造であったことが関与**したものと考えられる。(最終報告書)
- ✓ 国土交通大臣は、今後、安全性を更に高める観点から、限定沿海区域を航行区域とする小型旅客船の**隔壁の水密化**に關し、検討すること。(国土交通大臣への意見(令和4年12月15日)、最終報告書にも指摘あり)

- ◆ **小型旅客船の隔壁の水密化**や遭難時の**非常用位置等発信装置の積み付けの義務化**といった浮沈性の確保及び遭難位置の特定に関する措置も含まれているが、この2点は、**乗船者の生存を確保するため、また、救助機関が捜索・救助を効果的に行う上でも重要**であることから、**特に早期実現が望まれる**。(最終報告書) 4

搭載を義務化する安全設備の目的と対象船舶

① 業務用無線設備

- **陸上施設との確実な連絡手段を確保**する。
- 外洋航行する船舶を対象とする。

② 非常用位置等発信装置

- 遭難した際、**海上保安庁による一刻も早い発見**に繋げる。
- 外洋航行する船舶を対象とする。

③ 改良型救命いかだ等

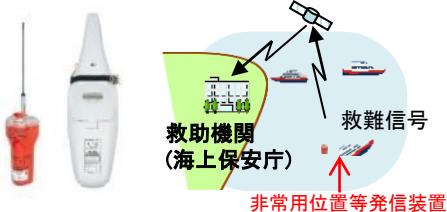
- 万が一の際に**乗客等が低水温の海域で水中待機をすることが極めて危険**であることから、**水上で救助を待つ**ことができるようとする。
- 水温が低い海域・時期を航行する船舶を対象とする。

④ 隔壁の水密化等

- 波の打ち込みにより船内に海水が浸入した際、**浸水の拡大による沈没を防ぐ**。
- 外洋航行する船舶を対象とする。



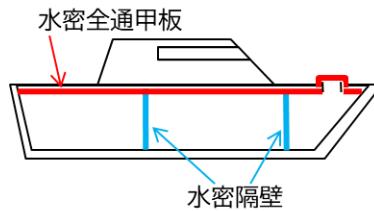
業務用無線設備の例



非常用位置等発信装置の例



改良型救命いかだ等の例



隔壁の水密化等の例